

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和5年6月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	路政課	228-7417	令和5年度 府道大阪中央環状線 ほか道路情報表示装置保守点 検業務	岩崎電気(株) 近畿営業 所	4,903,470	R5.6.16	<p>道路情報表示装置は、本課に設置の制御機から現場に設置の電光表示板へ電話回線を使って信号を送り、信号を変換して道路情報(文字)を表示するものである。</p> <p>当該装置の保守点検を適正に履行するには、制御機及び電光表示板の電気回路設計及び制御プログラム内容の把握など、高度かつ詳細な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、当該装置は設置から25年以上経過しており、保守が必要である内蔵のLEDモジュールユニットについては、すでに製造が終了し、代替品もないため、毎年の保守業務において、装置を製造した当該業者独自のノウハウによるオーバーホールを繰り返しながら再利用している状況である。</p> <p>当該装置の詳細な知識や技術のない当該業者以外の者が本業務を履行しようとする、正常な動作を保証できないことから、当該装置の構造を熟知した当該業者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該装置の詳細な知識等を有する、当該装置を製造、設置した岩崎電気株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	